

# 明治安田DCハートフルライフ(プラン30) 明治安田DCハートフルライフ(プラン50) 明治安田DCハートフルライフ(プラン70)

追加型投信／内外／資産複合  
自動継続投資専用

## 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2019.8.29

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田DCハートフルライフ(プラン30)、明治安田DCハートフルライフ(プラン50)および明治安田DCハートフルライフ(プラン70)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月28日に関東財務局長に提出しており、2019年8月29日にその届出の効力が生じております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))	年1回	グローバル(日本含む)	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

### <委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
設立年月日:1986年11月15日  
資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,815億円  
(資本金・運用純資産総額は2019年6月末現在)  
〔ファンドの運用の指図等を行います。〕

### <受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います。〕

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

- ◆ 明治安田DCハートフルライフ（プラン30）、明治安田DCハートフルライフ（プラン50）および明治安田DCハートフルライフ（プラン70）（以下、それぞれをまたは総称して「ファンド」、「各ファンド」あるいは「明治安田DCハートフルライフ（プラン30・50・70）」ということがあります。）は、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。

## ■ ファンドの特色

- ◆ 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの各マザーファンドを通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行います。
- ◆ 各ファンドのポートフォリオは、各マザーファンドを以下の基準組入比率で構成することを基本とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは、各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。

投資対象	マザーファンドの名称	DCハートフルライフ （プラン30）	DCハートフルライフ （プラン50）	DCハートフルライフ （プラン70）
		基準組入比率	基準組入比率	基準組入比率
国内株式	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	20%	30%	45%
国内債券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	60%	40%	20%
外国株式	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10%	20%	25%
外国債券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	10%	10%	10%

- ◆各ファンドは下記のマーケット指数を次の割合で組み合わせたものをベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

マーケット指数	DCハートフルライフ (プラン30)	DCハートフルライフ (プラン50)	DCハートフルライフ (プラン70)
TOPIX (東証株価指数)	20%	30%	45%
NOMURA-BPI総合	60%	40%	20%
MSCI-KOKUSAI (円換算値)	10%	20%	25%
FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	10%	10%	10%

- ◆実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ◆年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大を目指した運用を行います。

## ■ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## ■ 主な投資制限

<p>■ 株式への投資割合</p>	<p>&lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン30）&gt; 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 &lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン50）&gt; 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。 &lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン70）&gt; 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の90%以下とします。</p>
<p>■ 外貨建資産への投資割合</p>	<p>&lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン30）&gt; 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。 &lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン50）&gt; 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。 &lt;明治安田DCハートフルライフ（プラン70）&gt; 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。</p>

### < 3ファンド共通 >

<p>■ デリバティブの使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券先物取引等は資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するために行います。</li> <li>・スワップ取引等は資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために行います。</li> </ul>
--------------------	---

## ■ 分配方針

- ◆ 年1回（11月29日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、以下の収益分配方針に基づき分配を行います。
  - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## 追加的情報

### ■ 個別資産（各マザーファンド）の運用の特色

#### 国内株式

- ◆ T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※ T O P I X（東証株価指数）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所市場第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。T O P I Xの指数値及びT O P I Xの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などT O P I Xに関するすべての権利及びT O P I Xの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

- ◆ 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドはT O P I X 500 に含まれている銘柄を主要投資対象とし、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドはおもにT O P I X 500 対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、  
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドを通しての国内株式運用の特色

- ◆ リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ◆ 企業への訪問および経営陣とのミーティング等を通じて調査を行い、企業の成長性、クオリティー、企業価値評価を重視した銘柄選定を行います。

#### 国内債券

- ◆ N O M U R A - B P I 総合をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※ N O M U R A - B P I 総合とは、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村証券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村証券株式会社の知的財産です。野村証券株式会社は、各ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

- ◆ 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンドは邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。
- ◆ 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。
- ◆ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ◆ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

## 外国株式

- ◆MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

※MSCI-KOKUSAIとは、MSCI Inc.が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAIに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

- ◆明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドは世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。
- ◆リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ◆国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティの高い銘柄に投資します。

## 外国債券

- ◆FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLCが有しています。なお、FTSE Fixed Income LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

- ◆明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。
- ◆信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。
- ◆債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ◆各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

明治安田DCハートフルライフ（プラン30・50・70）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

■ 株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

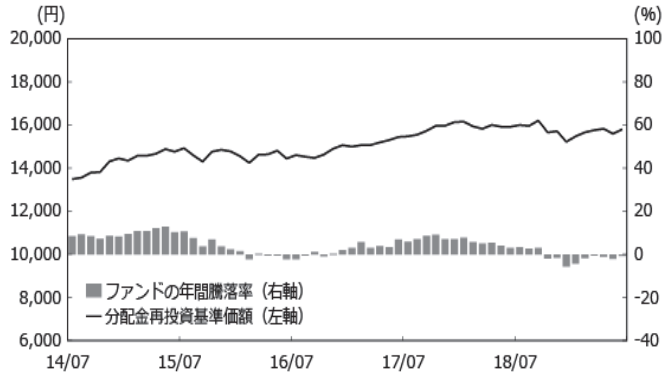
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。



## ■ 参考情報

### ■ DCハートフルライフ (プラン30)

#### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



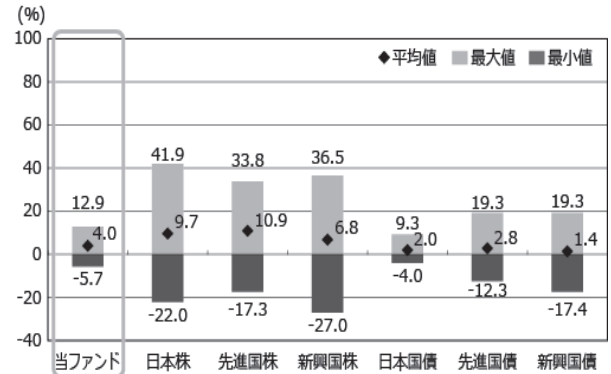
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

#### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2014年7月～2019年6月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

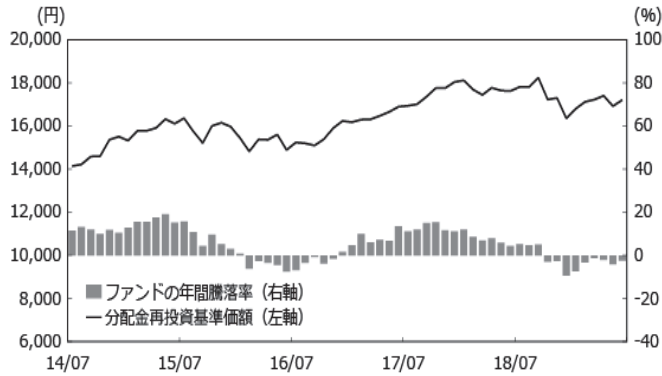
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

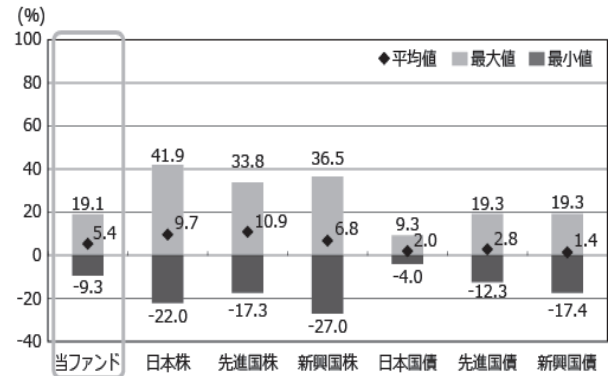
■ DCハートフルライフ (プラン50)

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移



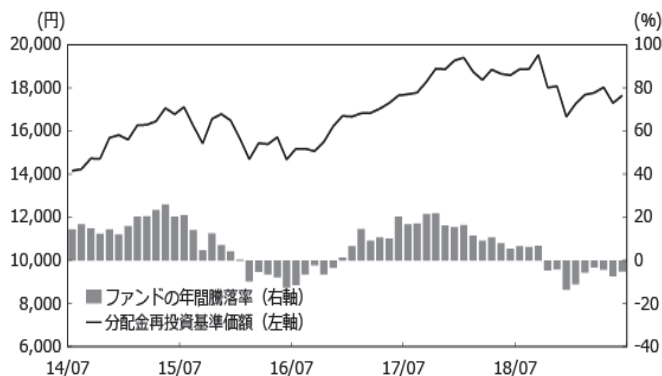
当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2014年7月～2019年6月



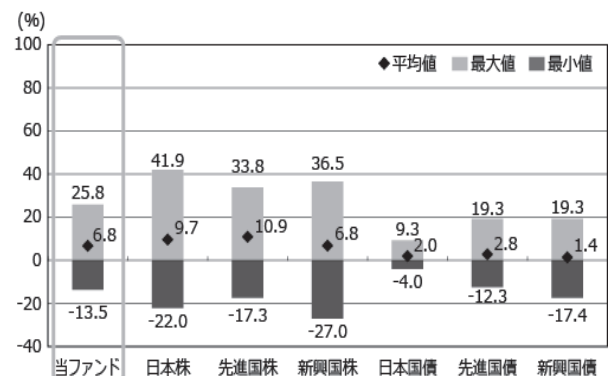
■ DCハートフルライフ (プラン70)

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2014年7月～2019年6月



<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

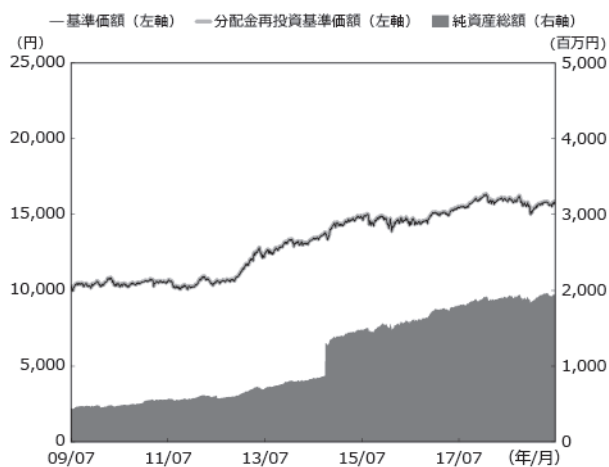
各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書 (請求目論見書) をご覧ください。

### 3. 運用実績

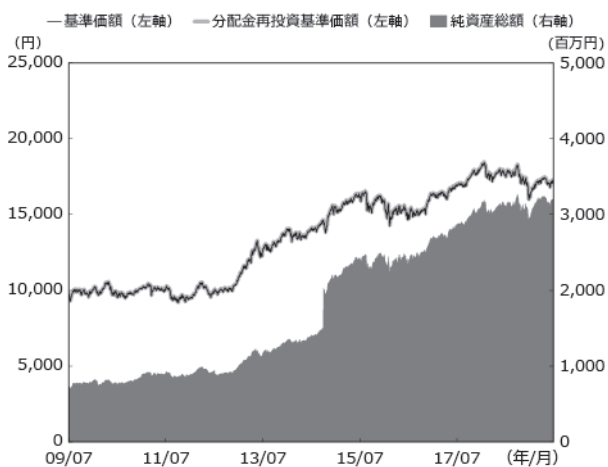
2019年6月28日現在

#### 基準価額・純資産の推移

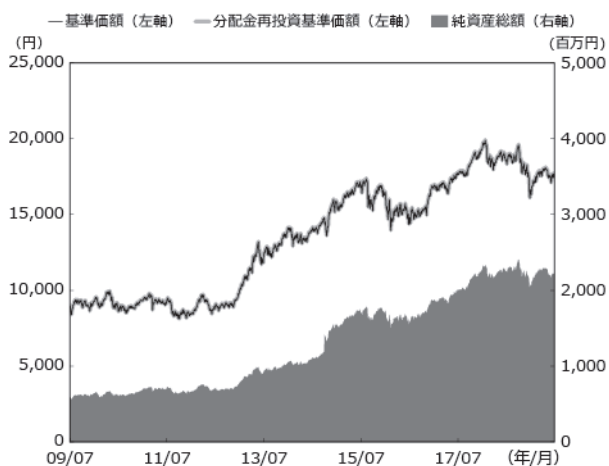
■ DCハートフルライフ (プラン30)



■ DCハートフルライフ (プラン50)



■ DCハートフルライフ (プラン70)



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	プラン30	プラン50	プラン70
基準価額	15,797円	17,206円	17,642円
純資産総額	1,946百万円	3,218百万円	2,232百万円

#### 分配の推移

分配金の推移			
	プラン30	プラン50	プラン70
2018年11月	0円	0円	0円
2017年11月	0円	0円	0円
2016年11月	0円	0円	0円
2015年11月	0円	0円	0円
2014年12月	0円	0円	0円
設定来累計	30円	30円	30円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の組入比率

#### ■ DCハートフルライフ（プラン30）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	59.47
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	18.21
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10.02
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	10.00
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	1.80
その他資産（負債控除後）	0.50
合計（純資産総額）	100.00

#### ■ DCハートフルライフ（プラン50）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	39.46
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	27.30
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	20.05
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9.99
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	2.69
その他資産（負債控除後）	0.50
合計（純資産総額）	100.00

#### ■ DCハートフルライフ（プラン70）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	40.88
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	25.17
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	19.45
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9.99
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	4.02
その他資産（負債控除後）	0.50
合計（純資産総額）	100.00

### 組入上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

#### 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 横河電機	電気機器	4.95
2 クボタ	機械	4.83
3 トヨタ自動車	輸送用機器	4.81
4 花王	化学	4.74
5 日本電信電話	情報・通信業	4.71

#### 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 セントラル警備保障	サービス業	3.19
2 コムチュア	情報・通信業	2.71
3 乃村工藝社	サービス業	2.31
4 グンゼ	繊維製品	2.18
5 デジタルガレージ	情報・通信業	2.07

#### 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第354回利付国債10年	0.1	2029年3月20日	国債証券	12.16
2 第1回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	1.72	2024年10月6日	社債券	6.07
3 第62回利付国債30年	0.5	2049年3月20日	国債証券	4.29
4 第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債（劣後特約付）	1.49	2023年11月29日	社債券	4.21
5 第151回利付国債20年	1.2	2034年12月20日	国債証券	4.17

※繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

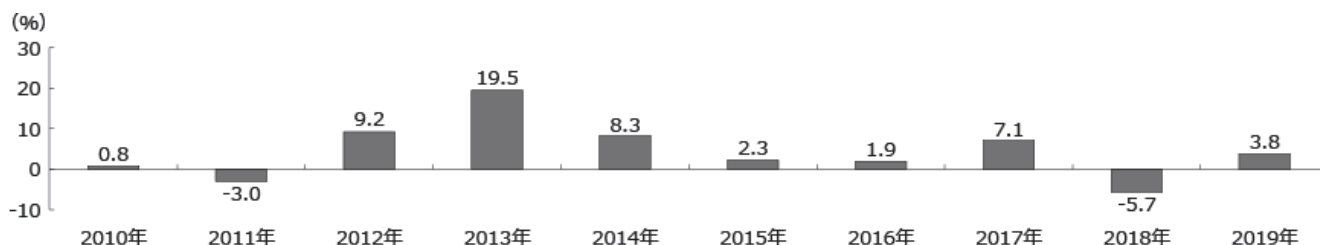
	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.20
2	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.69
3	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.58
4	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.57
5	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	2.34

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

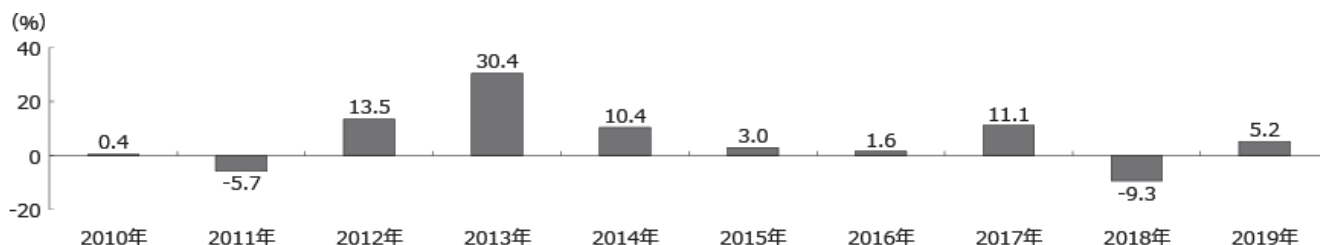
	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 2.375%	2.375	2022年3月15日	アメリカ	国債証券	6.12
2	US TREASURY N/B 2.5%	2.5	2024年5月15日	アメリカ	国債証券	5.31
3	US TREASURY N/B 6%	6	2026年2月15日	アメリカ	国債証券	5.13
4	US TREASURY N/B 2.125%	2.125	2022年5月15日	アメリカ	国債証券	4.92
5	BTPS 0.35%	0.35	2020年6月15日	イタリア	国債証券	3.96

年間収益率の推移（暦年ベース）

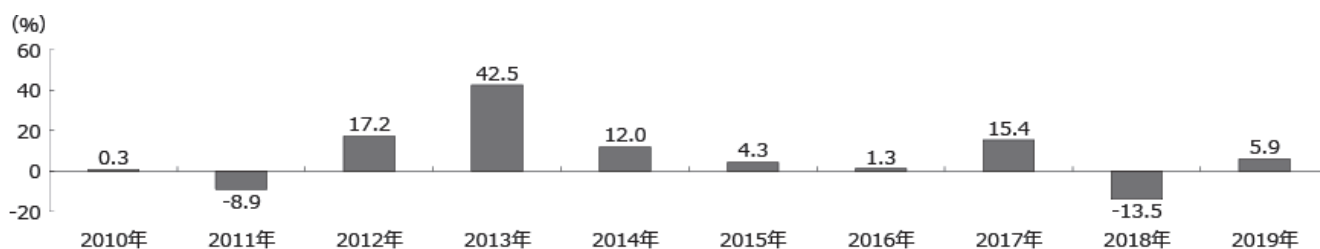
■ DCハートフルライフ（プラン30）



■ DCハートフルライフ（プラン50）



■ DCハートフルライフ（プラン70）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2019年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位 ※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。 ※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
購入の申込期間	2019年8月29日から2020年2月28日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2001年11月30日設定)
繰上償還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	11月29日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※原則として自動的に当ファンドに再投資されます。
信託金の限度額	各ファンド1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a>
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	（プラン30）	（プラン50）	（プラン70）
委託会社	0.3024% （税抜 0.28%）	0.3672% （税抜 0.34%）	0.4104% （税抜 0.38%）
販売会社	0.5076% （税抜 0.47%）	0.594% （税抜 0.55%）	0.6804% （税抜 0.63%）
受託会社	0.0864% （税抜 0.08%）	0.0864% （税抜 0.08%）	0.0864% （税抜 0.08%）
合計	<b>0.8964%</b> <b>（税抜 0.83%）</b>	<b>1.0476%</b> <b>（税抜 0.97%）</b>	<b>1.1772%</b> <b>（税抜 1.09%）</b>

【消費税率が10%となった場合】

配分	料率（年率）		
	（プラン30）	（プラン50）	（プラン70）
委託会社	0.308% （税抜 0.28%）	0.374% （税抜 0.34%）	0.418% （税抜 0.38%）
販売会社	0.517% （税抜 0.47%）	0.605% （税抜 0.55%）	0.693% （税抜 0.63%）
受託会社	0.088% （税抜 0.08%）	0.088% （税抜 0.08%）	0.088% （税抜 0.08%）
合計	<b>0.913%</b> <b>（税抜 0.83%）</b>	<b>1.067%</b> <b>（税抜 0.97%）</b>	<b>1.199%</b> <b>（税抜 1.09%）</b>

運用管理費用  
（信託報酬）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.0054%（税抜 0.005%）＊を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>＊消費税率が 10%となった場合は年 0.0055%（税抜 0.005%）となります。</p>
------------	---

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して………20.315%

※上記は 2019 年 6 月末現在のものです。

※法人の場合については上記と異なります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。